

山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託公募型プロポーザル審査基準

1. 基本方針

山鹿市学校給食センター調理・配送業務委託公募型プロポーザル実施要領で提出を求めている、様式4から様式13について審査を行い、受託候補者の順位付けを行う。

2. 審査項目と配点

審査項目と配点は（別紙1）審査項目・配点表のとおりとする。

3. 審査基準

様式4～11までの審査は審査項目ごとに5段階で評価を行う。審査は「普通」を基準として判断する。

評価	配点	5点の場合	10点の場合
大変優れている		5点	10点
優れている		4点	8点
普通		3点	6点
劣っている		2点	4点
大変劣っている		1点	2点
記載なし		0点	0点

様式12・13の提案見積価格に関する採点は次の通り算定する。

見積価格に対する点数 = $(1 - \text{提案見積価格} \div \text{委託料の上限額}) \times 100$

なお、10点を上限とし、小数点以下は切り捨てる。

4. 一次審査

一次審査を行う場合は、業務実施体制に関する提案（様式6）、経営状況及び業務実績（様式10）、提案見積価格・積算内訳（様式12・13）で審査し、上位3社までを選定する。

5. 受託候補者の決定方法

受託候補者は選考委員の採点により決定する。最高得点を取得したものが2者以上の場合は、見積金額が低いものを受託候補者とする。

参加表明が1社のみの場合は、選考委員の採点（満点100点）で平均点（小数点以下は切り捨てる）が60点以上であれば受託候補者とする。達成していない場合は要件水準を満たしていないものとして、受託候補者とししない。

6. その他留意事項

- (1) 選考委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には、選考委員は事務局に連絡するものとする。
- (2) 審査においては、提案者の提案技術によらず、内容の優劣について審査するものとする。